

# 社会福祉法人上越福祉会 役員の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上越福祉会（以下「当法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、当法人の役員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定める。

## (定義及び適用)

第2条 この規程で役員とは当法人の理事及び監事をいう。なお、施設長等の法人職員が役員を兼ねる常勤役員にはこの規程は適用しない。

## (報酬等)

第3条 報酬等として支給する額は下記のとおりとする。

ただし、定款第26条第2項の書面又は電磁的記録により理事会の決議の省略が行われた場合は、無報酬とする。

(1) 役員が、その職務のため、当法人の理事会又は評議員会（以下「理事会等」という。）に出席したとき

ア 報酬額 1回につき 15,000円

イ 交通費 自宅から理事会等の開催場所までの往復車賃相当額（1km当たり22円）

(2) 役員が理事会又は評議員会以外で職務を行ったとき

ア 報酬額 1時間 7,000円（1時間を超えた場合は1時間につき  
5,000円を加算）

イ 交通費 自宅から職務遂行地までの往復車賃相当額（1km当たり22円）

(3) 年額報酬額

ア 理事長 100,000円

イ 理事 70,000円

ウ 監事 70,000円

## (費用弁償)

第4条 役員が、その職務のために旅行をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 第3条第1号に規定する報酬等は当該理事会等が終了された日以降1週間以内に法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、通貨をもって本人に支給する。

ただし本人が指定する本人名義の金融機関口座に速やかに振り込むことができる。

2 前項に関わらず、第3条第1号に規定する報酬等は、理事長に係るものについては、次項に定める方法により支給することができるものとする。

3 第3条第2号に規定する報酬等は、職務を行った日の属する月の翌月10日までに法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、通貨をもって本人に支給する。

ただし本人が指定する本人名義の金融機関口座に速やかに振り込むことができる。

4 第3条第3号に規定する報酬は、職務を行った年度の翌年の4月10日までに法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、通貨をもって本人に支給する。

ただし本人が指定する本人名義の金融機関口座に速やかに振り込むことができる。なお、年度の中途中に退任した役員には、退任した翌月末までに当該報酬を支払うものとする。

5 年度の中途中において退任又は就任した役員の第3条第3号に規定する報酬は就任していた月数（就任又は退任した月を含む）を月割りにより支給するものとする。

#### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

#### 附則（平成29年4月6日評議員会）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成27年4月1日施行の役員の報酬の支給に関する規則は平成29年3月31日をもって廃止する。

#### 附則（平成30年6月20日評議員会）

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

#### 附則（令和4年1月20日評議員会）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 社会福祉法人上越福祉会 評議員の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上越福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、当法人の評議員（以下「評議員」という。）の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定める。

## (報酬等)

第2条 評議員が、その職務のため、当法人の評議員会に出席したときは、下記により報酬及び交通費を支給する。ただし、定款第13条第4項の書面又は電磁的記録により評議員会の決議の省略が行われた場合は、無報酬とする。

（1）報酬額 1回につき 15,000円

（2）交通費 自宅から評議員会開催場所までの往復車賃相当額（1km当たり22円）

2 評議員が評議員会以外で職務を行ったときは、下記により報酬及び交通費を支給する。

（1）報酬額 1時間 7,000円（1時間を超えた場合は1時間につき  
5,000円を加算）

（2）交通費 自宅から職務遂行地までの往復車賃相当額（1km当たり22円）

## (費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のために旅行をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第4条 第2条第1項に規定する報酬等は当該評議員会が終了された日以降1週間以内に法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、通貨をもって本人に支給する。

ただし本人が指定する本人名義の金融機関口座に速やかに振り込むことができる。

2 第2条第2項に規定する報酬等は、職務を行った日の属する翌月の10日までに法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、通貨をもって本人に支給する。

ただし本人が指定する本人名義の金融機関口座に速やかに振り込むことができる。

## (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

附則（平成29年4月6日評議員会）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日施行の役員の報酬の支給に関する規則は平成29年3月31日をもって廃止する。

附則（平成30年6月20日評議員会）

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

附則（令和元年6月19日評議員会）

この規程は、令和元年6月19日から施行する。

附則（令和4年1月20日評議員会）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。